

沖縄県みらいゆまーる認証要綱

（目的）

第1条 この要綱は、沖縄県内沿岸域において資源管理され、適切に漁獲された水産生物及びその取組の認証（みらいゆまーる認証制度）に関し必要な事項を定め、本県の水産資源を保護する取組の信頼性を確保することにより、合理的且つ持続的な水産資源の利用を目指す資源管理型沿岸漁業の推進に資することを目的とする。

（適用の範囲）

第2条 この要綱は、資源管理を実施している県内漁業協同組合（以下「漁協」という。）又は漁協が認める組織（以下「資源管理を実施する団体」という。）が営む、沖縄県沿岸域における定着性魚介類を対象とした漁業に適用する。

（委員会の設置）

第3条 みらいゆまーる認証制度を適正に運用するため、みらいゆまーる認証審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。
2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

（認証の申請）

第4条 認証を申請しようとする資源管理を実施する団体の責任者（以下「責任者」という。）は、委員会を通じて資源管理を実施する団体及び水産生物ごとに認証申請書を知事に提出しなければならない。

（認証）

第5条 知事は、前条の規定による申請があったときは、委員会による申請内容の審議を経て、沖縄県みらいゆまーる認証基準（以下「認証基準」という。）の要件を満たしていると認めるときは、認証するものとする。
2 認証基準に関し必要な事項は別に定める。
3 知事は、第1項の審議の結果を責任者に通知するものとする。

（申請事項の変更）

第6条 前条第3項の規定により通知を受けた責任者は、認証申請事項に変更がある場合は、速やかに委員会を通じて申請事項変更届を知事に提出しなければならない。

（認証マークの使用）

第7条 第5条第3項の規定により通知を受けた責任者は、認証された水産生物の出荷又は販売に当たり、認証マークを使用することができ、その運用は別に定めるみらいゆまーる認証マーク使用要領（以下「認証マーク使用要領」という。）に従うものとする。

（実績の報告）

第8条 責任者は、年に1度、認証漁業にかかる資源管理の実施状況及び認証マーク使用要領に定められた認証マークの使用状況について実績報告書にまとめ、委員会を通じて知事に提出しなければならない。

(年次監査)

第9条 前条の規定による実績の報告があったときは、委員会において、資源管理の実施状況、資源動向及び認証マークの使用状況を確認するものとする。

2 知事は、第1項の確認結果を責任者に通知し、必要に応じて改善要求できるものとする。

(認証内容の公表)

第10条 知事は、認証した内容について、県ホームページにおいて公表するものとする。

(責任者の遵守事項)

第11条 責任者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 認証水産生物の適正な資源管理、出荷、販売及び品質管理に努めるとともに、これらの記録を認証取得から起算して3年間保管すること。
 - (2) 消費者及び取引業者等に対して信頼を損なうことのないよう表示及び認証マークの使用並びに管理を適正に行うこと。
 - (3) 認証水産生物に関して、消費者及び取引業者等からの照会に対して、説明責任を果たすこと。
 - (4) 県が行う資源管理の実施状況調査等が、円滑に実施できるよう協力するとともに、その指示に従うこと。
- 2 責任者は、認証水産物に係る苦情等が発生した場合及び損失が生じた場合は、自らの責任において速やかに対処すること。

(認証の有効期間)

第12条 認証の有効期間（以下「有効期間」という。）は、第5条第3項による通知の日から3年間とする（ただし、第9条の年次監査による改善要求等に応じなかった場合を除く）。

(認証の取消申請)

第13条 責任者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに認証の取消申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 第5条第1項に規定する認証基準に適合しなくなった場合
 - (2) 偽りその他不正な手段により、認証を受けた場合
 - (3) 第7条に規定する認証マーク使用要領を遵守しなかった場合
 - (4) その他責任者が特に認証を取り消すことが必要と認めた場合
- 2 前項の規定により認証の取消申請を受けた知事は、当該水産生物の認証使用を直ちに中止するよう責任者等を指導するものとする。

(認証の取消等)

第14条 知事は、次のいずれかに該当すると認められるときは、認証を取り消すものとし、責任者にその旨を通知するものとする。

- (1) 第5条第1項に規定する認証基準に適合しなくなった場合
- (2) 偽りその他不正な手段により、認証を受けた場合
- (3) 第7条第1項に規定する認証マーク使用要領を遵守しなかった場合
- (4) 第9条の年次監査において、実績報告内容や認証要件に疑義が認められ、その改善要求に応じなかった場合
- (5) その他知事が特に認証を取り消すことが必要と認めた場合

- 2 前項の規定により認証の取消の通知を受けた責任者は、当該水産生物の認証使用を直ちに中止するとともに、関係団体等にその旨を報告するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により認証を取り消したときは、責任者等に故意又は重大な過失がないと認められる場合を除いて、取消の日から起算して3年間は、当該責任者及びその団体に対して認証を行わないものとする。

(現地調査)

第15条 知事は、必要と認めるときは現地調査を行い、責任者等に状況の聞き取りや改善、その他の必要な措置を講じるよう指示することができるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月6日から施行する。